

# 重要事項説明書

## 1 事業所の概要

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 事業所名     | けいすい訪問看護ステーション逗子       |
| 所在地      | 神奈川県逗子市逗子4-1-21 1F     |
| 事業者指定番号  | 神奈川県知事指定 259, 004. 0 号 |
| 管理者及び連絡先 | 吉久 美帆 電話:046-870-6311  |
| サービス提供地域 | 逗子市・葉山町・鎌倉市            |

## 2 事業所の職員体制

| 職 種                     | 従事するサービス内容等  | 人 員      |
|-------------------------|--|----------|
| 管理者                     | 管理者は、業務の管理を一元的に行います。   | 1 名      |
| 看護師                     | 利用者に対し、可能な限り在宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援します。 | 正看護師 6 名 |
|                         |  | 准看護師 0 名 |
| 理学療法士<br>作業療法士<br>言語聴覚士 | リハビリを通じ、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援します             | 5名       |

## 3 営業日及び営業時間

| 業 務 日   | 業 務 時 間          |
|---|------------------|
| 月曜日から金曜日まで<br>ただし、土曜、日曜、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。 | 午前8時30分から午後5時30分 |

## 4 サービス提供日及びサービス提供時間

| サービ 日   | サービス提供時間         |
|---|------------------|
| 月曜日から金曜日まで<br>ただし、土曜、日曜、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。 | 午前8時30分から午後5時30分 |

## 5 サービス内容

主治医の指示に基づいて

- (1)病状、障害の観察・管理
- (2)清拭などの清潔の保持
- (3)褥瘡の処置やカテーテル管理などの診療の補助
- (4)食事及び排泄などの日常生活の工夫、援助
- (5)リハビリテーション
- (6)家族や介護者への療養上の指導・支援
- (7)精神面での支援
- (8)医師の指示による処置
- (9)ターミナル・認知症利用者の看護
- (10)介護用品などの情報提供や福祉サービスの紹介

## 6 サービス利用料及び利用者負担

利用料金表 別添

### ・利用回数と利用時間

原則として週3回までの訪問となります。

サービス時間は一回あたり30分から1時間30分以内となります。

## 7 ご利用にあたってのお願い

保険証、医療受給者証の確認をさせていただきます。

特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)医療受給者証・重度障害者医療費援助受給者証、  
身体障害者手帳、高齢受給者証・後期高齢者受給者証 等をお持ちの方は、お知らせください。

## 8 キャンセル

(1) サービスをキャンセルする場合は、前日(直近の営業日)の営業時間内(8:30～17:30)に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 (電話) 046-870-6311

(2) サービス当日にキャンセルの連絡を受けた場合は、キャンセル料として1,000円(消費税込)をお支払い

いただきます。なお、当日であっても利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合、

キャンセル料を請求しない場合もありますので、キャンセル事由を速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 (電話) 046-870-6311

## 9 秘密保持

事業所及び職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密及び個人情報を保持します。

## 10 相談窓口・苦情対応

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

|           |       |              |
|-----------|-------|--------------|
| お客様相談コーナー | 電話番号  | 046-870-6311 |
|           | fax番号 | 046-876-9411 |
|           | 責任者   | 吉久 美帆        |

○ その他、お住まいの市区町村の保健所(保健福祉事務所)医療安全相談センターにおいても苦情申出等ができます。

|                |      |  |
|----------------|------|--|
| 鎌倉保健福祉事務所      | 所在地  | 鎌倉市由比ガ浜2-16-13                         |
|                | 電話番号 | 0467-24-3900                           |
|                | FAX  | 0467-24-4379                           |
| 神奈川県医療安全相談センター | 所在地  | 横浜市中区日本大通1<br>神奈川県保健福祉局保健医療部医療課(分庁舎5階) |
|                | 電話番号 | 045-210-4895                           |
|                | 利用時間 | 午前10～12時 午後1～3時                        |

## 11 事故の発生時の対応

- (1)利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、これについて記録します。
- (2)利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではありません。

## 12 研修について

事業者は、訪問看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 1.採用時研修採用後3か月以内
- 2.継続研修

## 13 衛生管理等

- 1.訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、定期健診など必要な管理を行います。
- 2.事業所の設備及び備品等について衛生的管理に努めます。
- 3.事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講じます。

## 14 身体拘束

事業所は、身体拘束の原則禁止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1.利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 2.身体拘束を行う場合は、その様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

## 15 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

## 16 ハラスメントの防止・対応

- 1.事業所は適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等に措置を講じます。
- 2.職員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等適切な訪問看護サービスを提供できないと認められる場合はサービスの提供を制限する場合があります。

## 17 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 18 災害時等について

大規模災害や新型コロナウイルス感染症などの災害により事業所が対応できなくなった場合、神奈川県加入している逗葉地区のステーション(逗葉地域医療センター訪問看護ステーション、訪問看護ささい、なのはな訪問看護リハビリステーション、山本メディカルセンター訪問看護ステーション、訪問シヨンプルイシス、そらまちホームケア)が代わりに訪問する場合があります。

他のステーションが訪問する場合は、そのステーションと再度契約を交わすこととなります。利用料については、ステーション毎に料金が異なります。個人情報についても共有させていただきます。

平常に戻った場合は当事業所が訪問いたします。

## 19 運営法人の概要

|             |   |
|-------------|---|
| 名称・法人種別     | 医療法人 社団 景翠会   |
| 代表者名        | 笠貫 宏  |
| 法人本部所在地・連絡先 | 横浜市金沢区泥亀2-8-3<br>045-785-8668   |
| 実施事業の概要     | 一般病院・老人保健施設・訪問看護ステーション・小規模多機能<br>企業健診・人間ドック・訪問介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業<br>特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・住宅型有料老人ホーム |

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け、同意の上交付を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

立会人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 神奈川県逗子市逗子4-1-21 1F

名称 けいすい訪問看護ステーション逗子

説明者 \_\_\_\_\_ 印